

認定こども園について

1 認定こども園とは

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。(平成18年に導入)

3つのポイント

- ① ⇒ 保護者の働いている状況に関わりなく、3～5歳のどのお子さんも、教育・保育を一緒に受けます。
- ② ⇒ 保護者が働かなくなったなど、就労状況が変わった場合も、通いなれた園を継続して利用できます。
- ③ ⇒ 子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どものご家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

2 認定こども園の普及の考え方

子ども・子育て支援新制度では、幼保連携型認定こども園は学校及び児童福祉施設の法的位置づけを持つ単一の施設として、本市に認可・指導監督が一本化されるなど、認定こども園制度の改善が図られており、教育・保育施設の利用状況や利用者の希望とともに、幼稚園、保育所等事業者の意向などを踏まえ、認定こども園への移行支援・普及に努めていきます。

北九州市子ども・子育て支援事業計画に基づく目標

【平成27年度】 3施設(現状) → 【平成31年度】 26施設

3 本市の認定こども園の設置状況

(平成27年4月1日現在)

施設名	類型	定員	所在地
こども園きっずこくらみなみ	幼稚園型	70	小倉南区南方3-23-5
認定こども園 成松幼稚園	幼稚園型	180	八幡西区清納2-3-21
ちいさいおうち共同保育園	地方裁量型	45	八幡西区上香月1-2-12

認定こども園4類型の比較

認定こども園の4類型の比較について、主なものを紹介します。

■認定こども園 4類型毎の比較

	幼保連携型 認定こども園 	幼稚園型 認定こども園 	保育所型 認定こども園 	地方裁量型 認定こども園 
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校 (幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設 (保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育所機能
設置主体	国、自治体、学校法人、 社会福祉法人*1	国、自治体、学校法人	制限なし	
職員の要件	保育教諭*2 (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 ※ただし、教育相当時間以外の保育に従事する場合は、保育士資格が必要 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、参酌基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、参酌基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日の開園が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日の開園が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定

*1 学校教育法附則6条園の設置者(宗教法人立、個人立等)も、一定の要件の下、設置主体になることができる経過措置を設けています。

*2 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者は、新制度施行後5年間に限り、保育教諭となることができます。



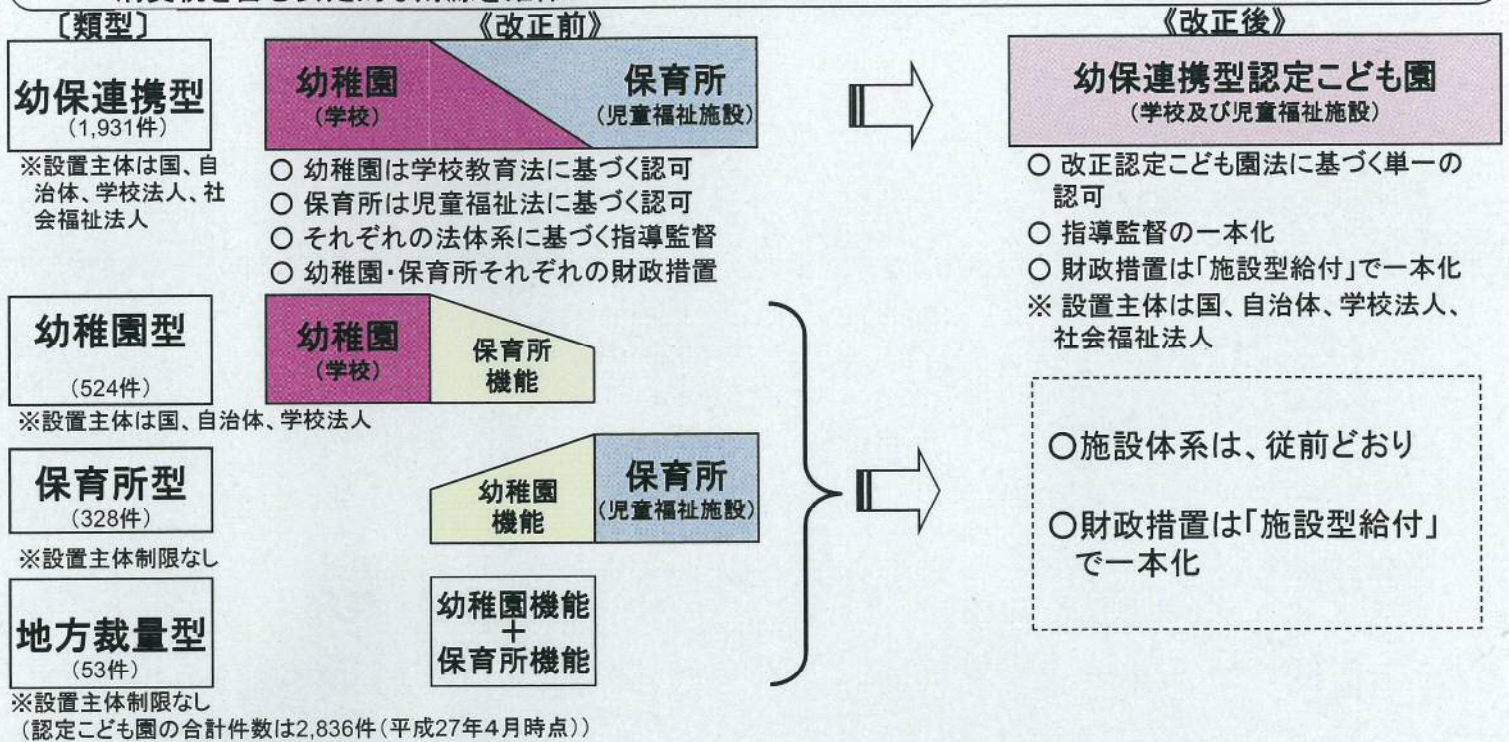
保育士資格及び幼稚園免許状取得の特例について

幼保連携型認定こども園では、原則、保育教諭(幼稚園教諭+保育士資格)を置くこととされていますが、幼稚園免許・保育士資格の併有を促進し、「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を促進するため、保育士資格及び幼稚園免許状の取得の特例(保育所又は幼稚園における実務経験を評価することにより、もう一方の免許・資格取得に必要な単位数などを軽減)が設けられています。

※新制度施行から5年間の特例です。

認定こども園法の改正について

- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設（新たな「幼保連携型認定こども園」）
 - ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
 - ・ 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人（株式会社等の参入は不可）
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化
 - 消費税を含む安定的な財源を確保



認定こども園の認可・認定の権限

平成25年12月20日、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（幼稚園型・保育所型・地方裁量型）の認定権限については、「都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲できるよう通知する」旨、閣議決定された。

その後、福岡県と本市における協議を経て、福岡県が本件移譲に係る「事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」を9月議会にて制定し、認定権限が移譲された。

■期待される効果

・子ども・子育て支援新制度における教育保育環境の整備及び待機児童対策を、地域の実情や保育需要に応じて効率的・効果的に実施

・認定こども園の類型により異なる相談窓口を一本化することにより、事業者の利便性が向上

■「認定こども園」に関する事務権限の所管

